

令和5年第1回羅臼町議会定例会（第2号）

令和5年3月13日（月曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 議案第 1 号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 2 議案第 2 号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第 3 議案第 3 号 令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第 4 議案第 4 号 令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第 5 議案第 5 号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 日程第 6 議案第 1 2 号 羅臼町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第 1 3 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第 8 議案第 1 4 号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第 1 5 号 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 0 議案第 1 6 号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 1 議案第 1 9 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 2 議案第 2 0 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 3 議案第 2 1 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 4 予算審査特別委員会付託議案審査結果報告
(議案第 6 号から議案第 1 1 号、及び議案第 1 7 号から議案第 1 8 号 8 件一括)
- 日程第 1 5 発議第 1 号 羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 6 発議第 2 号 羅臼町議会広報発行に関する条例の一部を改正する条例制定

定について

(日程第15、発議第1号から日程第16、発議第2号
2件一括)

日程第17 発議第3号 食料安全保障を担う持続可能な北海道酪農畜産の支援に関する意見書

日程第18 各委員会閉会中の所管事務調査の件

追加日程第1 議案第23号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

追加日程第2 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○出席議員（9名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	加藤 勉 君		2番	田中 良 君
	3番	高島 譲二 君		5番	坂本 志郎 君
	6番	松原 臣 君		7番	村山 修一 君
	8番	鹿又 政義 君			

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊屋 稔 君	副町長	川端 達也 君
教育 長	石崎 佳典 君	監査委員	松田 眞佐都 君
企画振興課長	八幡 雅人 君	総務課長	本見 泰敬 君
税務財政課長	対馬 憲仁 君	税務担当課長	飯島 東 君
環境生活課長	長岡 紀文 君	保健福祉課長	福田 一輝 君
保健・国保担当課長	洲崎 久代 君	産業創生課長	大沼 良司 君
まちづくり担当課長	湊 慶介 君	建設水道課長	佐野 健二 君
学務課長	平田 充 君	社会教育課長	野田 泰寿 君
会計管理者	鹿又 明仁 君		

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長 松崎 博幸 君

午前10時00分 開会

◎開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の防止から、議場内でのマスクの着用並びに出入口3か所を開放いたします。

ただし、発言時には、一定の距離を確保した上で、マスクを外すことも許しません。

◎日程第1 議案第1号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 議案第1号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第1 議案第1号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険
事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 議案第2号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業

特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第2 議案第2号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号 令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長(佐藤 晶君) 日程第3 議案第3号令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第3号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第3 議案第3号令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号 令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 議案第4号令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第4号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第4 議案第4号令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険
診療所事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 議案第5号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第5号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第5号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第12号 羅臼町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第12号羅臼町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第12号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第12号羅臼町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第12号羅臼町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第13号 地方公務員法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条
例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第13号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第13号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第13号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第13号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第14号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第14号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第14号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第14号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第14号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第15号 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第15号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第15号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第15号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第15号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第16号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第10 議案第16号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第16号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第16号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第16号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第19号 工事請負契約の締結について

○議長(佐藤 晶君) 日程第11 議案第19号工事請負契約の締結について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第19号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第19号工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第19号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第20号 工事請負契約の締結について

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第20号工事請負契約の締結について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第20号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第20号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第21号工事請負契約の締結について

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第21号工事請負契約の締結について審議いたします。

小野哲也議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、離席退場を求めます。

（小野議員 離席退場）

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

これから、議案第21を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第21号工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第21号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

小野哲也君、入場着席願います。

(小野議員 入場着席)

◎日程第14 予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長(佐藤 晶君) 日程第14 予算審査特別委員会に付託いたしました3月7日の一括上程に係る議案第6号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第18号羅臼町野営場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの8件についての審査結果報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、坂本志郎君。

○予算審査特別委員会委員長(坂本志郎君) 予算審査特別委員会委員長報告。

予算審査特別委員会の審査経過と結果を報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました、議案第6号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第11号令和5年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算及び関連議案である議案第17号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第18号羅臼町野営場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの8件の審査結果につきまして、会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり、委員会審査結果報告書を議長に提出しております。

審査結果について報告をいたします。

本委員会は、3月7日の本議会において、議員全員による予算審査特別委員会として設置され、令和5年度一般会計予算の外7件について3月9日、10日の2日間にわたり慎重かつ熱心に審査が行われました。

その結果、令和5年度目梨郡羅臼町一般会計予算及び各特別会計予算、企業会計予算並びに関連する議案につきまして、出席委員の全員一致により、原案のとおり可決、決定い

たしました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

令和5年3月13日。

予算審査特別委員会委員長、坂本志郎。

○議長（佐藤 晶君） 委員長の報告が終わりました。

この予算審査特別委員会は、議員全員で構成する委員会ですので、質疑については省略いたします。

これから、議案第6号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第18号羅臼町野営場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの8件について、一括して採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号から議案第18号までの8件は、委員長報告のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第6号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第18号羅臼町野営場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの8件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第1号 羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

◎日程第16 発議第2号羅臼町議会広報発行に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第15 発議第1号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について及び日程第16 発議第2号羅臼町議会広報発行に関する条例の一部を改正する条例制定についての2件は関連がありますので、一括上程といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） それでは、発議第1号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

令和5年3月13日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、加藤勉。賛成者、羅臼町議会議員、村山修一、同じく羅臼町議会議員、高島譲二。

羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例。

羅臼町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条に、次の1号を加える。

第3号、広聴広報常任委員会6人。町民への広聴活動に関する事項。議会広報に関する事項。議会のデジタル化に関する事項。

第6条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、広聴広報常任委員会に属する常任委員は、ほかのいずれかの常任委員を兼ねるものとする。

附則。この条例は、令和5年5月1日から施行する。

続きまして、発議第2号でございます。

羅臼町議会広報発行に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町議会広報発行に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

令和5年3月13日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、加藤勉。賛成者、羅臼町議会議員、村山修一、同じく羅臼町議会議員高島譲二。

羅臼町議会広報発行に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町議会広報発行に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条に、次の1項を加える。

第5項、広報の編集事務は、広聴広報常任委員会がこれを行う

第3条及び第4条を削る。

第5条中「編集委員会」を「広聴広報常任委員会」に改め、同条を第3条とし、第6条を第4条とする。

第7条の見出し中、「編集委員会」を「広聴広報常任委員会」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「編集委員会」を「広聴広報常任委員会」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条を第5条とする。

第8条第1項中「編集委員」を「広聴広報常任委員会」に改め、同条を第6条とする。

第9条を削る。

第10条中「編集委員会の運営に関し」を「議会広報の発行に関すること」に、「編集委員会」を「広聴広報常任委員会」に改め、同条を第7条とする。

附則。この条例、令和5年5月1日から施行する。

提出の理由。

両条例の改正につきましては、議会改革特別委員会より、「議会編集委員会」を発展的

に解消し、町民への広聴活動と広報発行の一層の充実、並びに議会のデジタル化の推進を図るため、「広聴広報常任委員会」を設置することが報告されたことに伴い、条例改正を行うものであります。

なお、別表に新旧対照表を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第1号及び発議第2号の採決を行います。

初めに、発議第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第1号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第15 発議第1号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第2号羅臼町議会広報発行に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第16 発議第2号羅臼町議会広報発行に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

**◎日程第17 発議第3号 食料安全保障を担う持続可能な北海道
酪農畜産の支援に関する意見書**

○議長（佐藤 晶君） 日程第17 発議第3号食料安全保障を担う持続可能な北海道酪農畜産の支援に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高島譲二君。

○3番（高島譲二君） 発議第3号食料安全保障を担う持続可能な北海道酪農畜産の支援

に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和5年3月13日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、高島譲二。賛成者、羅臼町議会議員、坂本志郎、同じく村山修一、同じく松原臣。

食料安全保障を担う持続可能な北海道酪農畜産の支援に関する意見書。

本道の酪農は、大規模で専門的な経営体が主体となって、全国の生乳の約6割を生産し、我が国の食料安全保障に寄与するとともに、地域の基幹産業として雇用や経済を支える重要な役割を果たしている。

しかしながら、現在、酪農を取り巻く状況は、ウクライナ情勢や円安の影響などにより飼料価格が高騰し、生産コストが増大する中、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により緩和した生乳需給の改善が見通せないことに加え、乳用牛の子牛取引価格が大きく下落するなど、過去に例を見ないほど極めて深刻な事態となっている。

このような中、道内の生産者団体では、需給ギャップの解消や生産コストを価格転嫁できる環境を整備するため、やむを得ず、生乳生産の目標数量を引き下げ、生産の抑制を決定したところであるが、こうした自主的な対策のみでこの難局を乗り切ることは非常に困難である。

よって、国においては、今後とも「畜産経営の安定に関する法律」の機能強化の下、酪農経営の持続的な維持・発展を支援するため、次の事項について十分配慮するよう、強く要望する。

記。

1 配合資材など生産資材価格が高騰する中、価格や経営動向等も見据えながら生産者負担が増加しないよう、十分な支援を講ずること。

2 生乳の需給調整機能が適切に発揮されるよう、全国の生産者と乳業等が一体となった需給調整を行う仕組みを構築すること。

3 生産コストの増加分を適切に価格転嫁できる環境を整備すること。

4 食料安全保障の観点からも、将来にわたり担い手が希望を持って取り組めるよう、各種施策の一層の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年3月13日。北海道羅臼町議会議長、佐藤晶。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第3号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第3号食料安全保障を担う持続可能な北海道酪農畜産の支援に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第17 発議第3号食料安全保障を担う持続可能な北海道酪農畜産の支援に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第18 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長(佐藤 晶君) 日程第18 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りします。

各委員長から委員会においての調査について会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定いたしました。

ここで、10時50分まで休憩いたします。10時50分、再開いたします。

なお、この後、議会運営委員会を第1委員会室で行いたいと思います。

よろしく申し上げます。

午前10時31分 休憩

午前10時50分 再開

○議長(佐藤 晶君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

町長から、議案第23号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算並びに議案第24号公の施設に係る指定管理者の指定についての2件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程議案として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程議案を日程に追加して、議題にすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第23号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計
補正予算

○議長（佐藤 晶君） 追加日程第1 議案第23号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 先ほど、新年度予算を含め全ての議案の議決をいただいたばかりで、大変申し訳ございませんが、本来、新年度当初予算へ計上すべき事業が事務的な調整不足により、当初予算へ計上することができていなかった事業が1件ございますので、おわびを申し上げ、新年度予算において追加補正をお願いするものでございます。

議案の説明をさせていただきます。

議案の1ページをお願いいたします。

議案第23号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,215万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,482万4,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

18款繰入金1項基金繰入金1,215万円を追加し、6億5,759万8,000円。歳出の財源調整のため、財政調整基金に求めるものでございます。

歳入合計1,215万円を追加し、54億6,482万4,000円となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款民生費1,215万円を追加し、5億11万8,000円。

1項社会福祉費1,215万円を追加し、4億591万3,000円。老人福祉センター福寿園の指定管理期間が、本年3月31日で終了することにより、4月1日からの指定管理における委託料でございます。

歳出合計1,215万円を追加し、54億6,482万4,000円となるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為。老人福祉センター管理運営に係る指定管理者に対する委託費でございます。期間は、令和5年度から令和7年度の3か年であります。限度額は3,645万円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長から事項別明細書により御説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 詳細な内容につきまして御説明いたしますので、別冊資料で配付追加の事項別明細書、5ページ、6ページをお願いいたします。

説明の都合上、歳出から御説明いたします。

3款民生費1項社会福祉費2目社会福祉施設費、老人福祉センター管理運営に要する経費、12節委託料、施設管理運営委託料に1,215万円の追加でございます。内容といたしましては、老人福祉センターの指定管理公募につきまして、町内各介護事業所を対象として、令和4年12月に公募を行いました。が、応募がなく、令和5年2月に再公募を行ったところ、1社からの応募があり、申請の中で委託料についての提案があったことから、施設管理運営委託料の追加をお願いするものでございます。

委託料が必要となった要因といたしましては、デイサービス利用者の減少によるものが大きく、利用者の増加に努めてはいるものの、近年お亡くなりになる方や施設へ入所される方の移動が、デイサービス利用者の増加よりも上回っていることが要因と思われ。この状況の回復は、劇的に改善されるものではないと判断しておりますが、町内の要支援・要介護者の認定者数につきましては、年間210名前後と横ばいで推移しておりますので、利用者の回復には数年かかると思っておりますが、徐々に改善されていくものと推察しております。

また、徐々に利用者の回復が見込まれるなど、介護報酬の損益について毎月事業者と確認・協議を行い、四半期ごとに委託料の支払いを行うよう協定書に記載してまいりたいと考えております。

管理期間につきましては、利用者数の動向や物価高騰等の社会情勢の動向を見るため、5年間から3年間に変更するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、3ページ、4ページにお戻りください。

歳入です。

18款繰入金1項1目基金繰入金1節財政調整基金繰入金に1,215万円の追加でございます。歳出の財源調整のため、財政調整基金に求めるものでございます。

続きまして、第2表、債務負担行為につきまして御説明いたしますので、議案の4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。

事項につきましては、老人福祉センター管理運営に係る指定管理者に対する委託費でございます。期間は、令和5年から令和7年度の3年間、限度額は3,645万円でございます。

大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第23号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、追加日程第1 議案第23号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定 について

○議長（佐藤 晶君） 追加日程第2 議案第24号公の施設に係る指定管理者の指定について議題といたします。

田中良君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、離席退場を求めます。

（田中議員 離席退場）

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 追加で配付の議案5ページをお願いいたします。

議案第24号公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、指定管理者の管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

名称は、羅臼町老人福祉センター。所在は、目梨郡羅臼町湯ノ沢町14番地3。

2、指定管理者。

名称は、特定非営利活動法人ゆとりステーション。代表者は、理事長、田中良。所在地は、目梨郡羅臼町春日町46番地3。

3、指定の期間。

令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

令和5年3月7日開催の第1回羅臼町指定管理者選考委員会にて、過去10年間の実績において特に大きな事故等もなく、老人福祉センターの管理運営について適当であることが認められましたことから、このたび指定管理者の指定についてお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

村山修一君。

○7番（村山修一君） 追加ということで、さきに議会側にですが、今回のいきさつ若干説明受けておりますけれども、非常に難しい問題というか、つまりこれを受けてもらわなければ、当町の行政、町民にとっても厳しい状況が生まれるということでもありますけれども、ただ、今回この指定管理者の指定にあたってもう少し詳しい、予算は先ほど通りましたけれども、この予算も含めて、それから今回示された業者、これまでも頑張っていたいるのですけれども、最終的に町内の複数の業者あるわけですけれども、どういう措置を行って結果的にこうなったのか、そこをお知らせ願いたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 説明、重複する部分もあるかとは思いますが、御説明いたします。

昨年12月に指定管理者の公募を行いましたのは、令和4年度までの期間で、5年間の指定管理に係る期間が終了したため、公募を行いました。御案内については、12月の町政だより及び町内の介護事業所4社でございます。

御説明したとおり、1回目の公募では応募者がいなかったため、再度、委託料について

赤字が出る可能性があるということから、町として負担するということを含めまして、各事業所を回って、再公募の説明をいたしました。その結果、1社の応募がありました。

予算額につきましては、提案された事業者からの委託料については、1,323万3,000円ございました。ですが、今後の利用者数の回復目標として、週に3回利用の要介護2の方、この方が1名程度いらっしゃれば、年間介護報酬が107万4,000円入ることですので、差引額の1,215万円を予算というふうにさせていただきました。

選考委員会にもこの内容についてはお話をした上で、過去10年間、羅臼町としては予算を計上せずに10年間の委託指定管理の中で、デイサービスの利用による介護報酬で予算をつけずに運営してきていただいたという経過もありまして、特段大きな10年間の間で事故もなく実施してきていただいたというのが、選考委員会の中でも認められまして、このたびの指定として議会に諮っているものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 村山修一君。

○7番（村山修一君） 状況は分かりました。

最も聞きたいことは、なぜ今まで従来の条件下において募集をして、終わった後に業者からそういう要望が出たと、その後どういうふうにしたのか。業者が悪いのではなくて、この何年間かやってきて、担当課としてこの経営状況をもう少しきちっと見て、状況把握をきちっとしなければいけないし、さらにまた決まってから、業者から交渉を受けてその後どういう措置をしたのか。つまり、やはり条件が大きく変わるということで、結果的には同じ業者にまたなるかもしれないけれども、きちっと交渉をして再交渉というか、入札と言っていいのかどうか分かりませんが、そういう条件を公平に行った中でやるべきだということを言いたいのですよ。その辺の金額というか、大きな経営条件を提示される条件が、今まで全くなかったものが1千何百万円ということで増えるわけですから、その辺の措置をどういうふうにしたのかなということをお聞きしたい。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 指定管理に関わる事業者からの報告については、年に1度いただいております。そこで把握をしているところでしたが、このたび大きく運営に対して指定管理料が必要となるような利用者の減が発生したのが、今年の4月からということで、実際に話を聞いたのが指定管理に係る申請書の中の収入計画を見たときに、原課として認知したものでした。これが非常に次年度予算に係るものですので、原課として認知が遅れたということであれば、年に1回の確認では済まされないということですので、今後、このたびは毎月確認をして、運営の確認を原課と事業者で行っていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 村山修一君。

○7番（村山修一君） ちょっと私、聞いていることとかみ合っていないのですけれども、今後のことは分かりましたけれども、ちょっと同じ話になって恐縮ですけれども、今回大きな条件が変わりました。町内には何社か業者ありますけれども、その方たちに1回目と同様に同じ条件、変わった条件下できちっと説明をされて、管理者受けていただけるかどうかという説明をされたのかどうか。決まった業者とだけ、今回そういう事情を取り入れて予算を追加しようということだったのか。審議会とかは分かりますけれども、いわゆる公平な形で行われたのかなということを知りたいのです。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 再公募の際には、町から必要な指定管理料について支払うということを加えて、各事業者の説明に上がっております。公平性を保つような形で、再公募ということでもさせていただきました。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 村山修一君。

○7番（村山修一君） すみません。ちょっと回数オーバーになりますけれども、分かりました。先ほど、5年から3年にということで短くして、状況把握をしっかりとやるということですが、今後お願いしたいと思いますけれども、やはり指定管理者といえども民間事業者なので、経営に差し支えるような状況下であれば、当然、サービスもまた落ちてくるので、その辺は現場としてもしっかりと把握をしていただいて、次につなげていくということをきちっとやってほしいなというふうに思います。

終わります。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま村山議員から御質問のありました件について、私のほうからも一言、申し上げさせていただきたいと思います。

指定管理者のこのたびのことにつきましては、これまでの指定管理者とのしっかりした情報交換、また小まめな経営状況の把握ということをお怠りしていたということも、一つの原因だというふうに捉えておりました、このことにつきましては、本当に対応の不備であったというふうに思っております。村山議員のおっしゃるとおりであろうというふうに思っているところでございます。

今回の対応につきましても、様々な方々に御不安を与えたということになろうかというふうに思っておりますし、このことをしっかりと検証して今後の対応に生かしていきたいというふうに思っているところでございます。今後、このようなこと、指定管理という公の施設については、ほかの施設もございまして、そういったところも含めてしっかりした対応をしてみたいというふうに思っております。

今回、このような形で追加議案となったことに関しましては、私のほうからもお詫びを申し上げたいと思います。大変失礼をいたしました。

○議長（佐藤 晶君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第24号公の施設に係る指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、追加日程第2 議案第24号公の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

田中良君、入場着席願います。

（田中議員 入場着席）

◎町長 挨拶

○議長（佐藤 晶君） 閉会前に、町長より御挨拶があります。

町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、閉会にあたり一言御挨拶と感謝を申し上げます。

まずは、本定例会に上程させていただきました議案につきまして、追加議案の提出を含め可決をいただいたことに、心からの感謝を申し上げたいと思います。追加議案の提出に至ったことにつきましては、改めておわびを申し上げたいと思います。

さて、本定例会は、議員皆様、そして私にとりましても、任期満了前の最後の定例会となりました。平成27年の春に、羅臼町を愛する町民の方々の思い、熱い思いに支えられ、一念発起して町長選に挑み、当選をさせていただいてから、早いもので8年がたちました。2期目の町政運営に対しましても議員各位には、ときには優しく、ときには厳しい御意見・御指摘をいただき、また、御指導をいただき、御理解、御協力をいただきました。心からお礼を申し上げます。

この4年間を振り返ってみますと、思い起こされるのは新型コロナウイルス感染症への対応であります。この4年間の丸々3年間は、新型コロナウイルス感染症への対応に明け暮れる毎日であったように思っております。羅臼町の対応としても、突然猛威を振るってきた感染症であったため、対応や周知の遅れなど町民の皆様には、御迷惑や御不安をおかけしたこともあったかもしれません。この3年間は羅臼町民の皆様の御理解、御協力、私どもへの温かい対応やお言葉に支えられ、助けられ、これまで何とかやってこられたとい

うのが正直なところでありまして、町民の皆様には心からの感謝を申し上げます。

そのような中であって、発生当初には未知の感染症への恐怖などから起こった感染経路を巡っての誹謗中傷や、不安から来る苦情にも似た問い合わせなどへの対応、毎日のように欠かさず行った防災無線やSNSを活用した情報公開の対応、感染者などへの支援やケア、また、コロナワクチン接種への準備や実施に係る業務などなど、様々なことに全員一丸となって献身的に取り組んでいただいた羅臼町全職員にも、この場をお借りして、よく頑張ってくれたと、心からの感謝を伝えたいと思います。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、ちょうど本日よりマスクの着用の緩和が始まり、少しずつではありますが、日常の生活に戻るための取組がなされてきております。アフターコロナやウィズコロナと言われる中、まだまだ安心はできませんが、一日も早くこの感染症から開放され、以前の生活に戻れるよう心から願っているところであります。新型コロナウイルス感染症に始まり、ロシアによるウクライナへの侵攻、様々な影響による急激な物価高騰など、社会経済を取り巻く環境も変化し、羅臼町の経済や生活にも大きな影響を与えておりますし、さらに昨年4月の知床遊覧船の事故でも、いまだに6名の方が見つかっておらず、知床観光へも大きな影響がありました。

燃油の高騰や社会経済の先行き不安から、水産業をはじめとする1次産業も大変な状況になっております。ロシアによるウクライナへの侵攻は、羅臼町がこれまで築いてきた安全操業の仕組みや、長年にわたって信頼関係の下行ってきた北方墓参や交流事業も、一瞬にして途絶えさせてしまいました。これから先、産業、医療・福祉、教育など羅臼町の課題は山積みとなっております。そこへ人口減少や、少子化による労働力不足といった社会問題も加わり、羅臼町を持続可能なまちにしていくためには、これまで以上の思い切った政策と覚悟が必要となります。

こうして4年間を振り返ると、大変だったことやつらかったことばかり思い出されますが、我がまちには、多種多様な全国や世界に誇れる有形無形の宝や資源などのすばらしい財産があります。その宝を磨き上げ、さらにポテンシャル高い知床羅臼を目指すために、この後もここにいる議員皆様とともに、課題解決のために羅臼町の明るい未来創造のために取り組んでいけることを願っております。

議員皆様には、来る統一地方選挙に出馬されることも含め、今後も町政の発展と町民のために御活躍と御検討あらんことを御祈念申し上げ、町民の皆様にも心からの感謝を申し上げます、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（佐藤 晶君） 町長、ありがとうございました。

◎議長 挨拶

○議長（佐藤 晶君） 当議会も特に緊急な案件がない限り、今定例会をもちまして任期最後の議会となることと存じます。議長として、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月7日開会以来本日まで各常任委員会、予算審査特別委員会等、休会を挟んでの7日間にわたり開催されました。この間、議員各位におかれましては、提出された全案件について熱心に御審議をいただき、無事に日程どおり閉会の運びになりましたことに、深く感謝を申し上げます。

また、町長はじめ理事者、管理職の皆さんには、真摯な議会対応をしていただきましたことにお礼を申し上げます。

本定例会で成立した案件の執行にあたりましては、審議中に出されました各議員の意見を十分考慮していただき、町政におけるさらなる向上を期するよう、御尽力いただきますようお願いを申し上げます。

期間中、この4年間コロナ感染で始まり、コロナ感染で終わったという感もあります。町政を担う皆さんにとっては、大変苦労の期間だったと思います。まだまだ収束の域ではありませんけれども、少しずつ前を見られる環境に変わりつつあるのかなと思います。日進月歩、これからも羅臼町の要として、全職員が力を合わせて頑張ってくださいますようお願いを申し上げます。

結びにあたり、この間、御尽力をいただきました各位に重ねてお礼を申し上げ、閉会の挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長（佐藤 晶君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第1回羅臼町議会定例会を閉会いたします。

長時間、熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。

午前11時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員